

## 可能性開花ママピスト®講座受講規約同意書

可能性開花ママピスト®講座受講生（以下「甲」という）と、日本ラミューズ協会（以下、「乙」という）は以下の規約に同意する。

本講座の受講申し込み後は本規約に同意したものとみなします。

### 第1条（受講申し込み）

本講座の申し込みは本講座の規約を十分理解し承知した上で所定の方法により行うものとする。

### 第2条（受講契約の成立）

本講座の申し込み後 受講料の決済完了した時点で受講契約が成立したものとする。

### 第3条（決済方法）

① 本講座の決済方法は協会またはインストラクターの定める方法とする。  
振込手数料が掛かる場合は受講生の負担とする。

### 第4条（本講座キャンセルについて）

本講座について定めるキャンセル料が発生する。

協会・インストラクターとの話し合いで別日の講座へ振替えを双方が了承した場合はこの限りではない。

- ① 講座開講日7日前～2日前の間にキャンセルの通知があった場合  
受講料の20%の額
- ② 講座開講日前日のキャンセルの通知があった場合  
受講料の50%の額
- ③ 講座開講当日キャンセルの通知があった場合・無断欠席の場合  
受講料の100%の額

### 第5条（受講料の返金）

本講座開講後はいかなる理由でも講座料は返金はされないものとする

#### 第6条（提供する内容）

本規約同意書に基づき、乙は甲に対して、以下日本ラミューズ協会の「可能性開花ママピスト®講座」のノウハウは自分自身のセルフケアのために使うのみとする。

このノウハウを第三者に提供するためには、可能性開花ママピスト®インストラクター養成講座を受講し可能性開花ママピストインストラクターの資格を有しなければ第三者にノウハウの提供は出来ないものとする。

#### 第7条（責任制限）

乙が甲に対して提供した内容の実施は甲の責任に応じて行われるものとする。

#### 第8条（規約同意書解除）

甲が以下に記載される禁止事項を行った場合において自動的に規約同意書解除される。また、甲が乙に対して損害を与えた場合、甲は乙に損害賠償を請求することが出来る。

- ① 報告の虚偽があった場合
- ② 乙が提供したノウハウの二次配布、第三者への公開
- ③ 乙に対し甲が損害を与えた行為全般

#### 第9条（協議）

本規約同意書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### 第10条（権利の質入れ、譲渡）

乙は、本規約同意書において保有する権利および義務の全部、もしくは一部を甲の書面による事前の承諾なしに第三者に質入れ、譲渡することは出来ないとする。

#### 第11条（権利放棄）

- ① 甲および乙が相手方の違反許容しその違反行為により発生する損害賠償請求などの放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではない。

#### 第条（債務不履行）

甲および乙は相手方が本規約同意書に違反した場合、書面による通知により解除することが出来る。ただし、違反内容に関して相手方に正当な理由がある場合は、この限りではない。

## 第12条（合意管轄）

- ① 本規約同意書につき甲および、乙に疑義が発生した場合、互いに誠実に話し合い解決に向けて努力しなければならない。
- ② 本規約同意書につき裁判上の争いとなった場合、乙の主たる事務所の所在地を第一審の管轄裁判所にすることに甲および乙は合意する。

### 「著作権について」

可能性開花ママピスト®講座において、提案、アドバイスを行う企画、およびノウハウの著作権は、日本ラミューズ協会に属する。

- ① 日本ラミューズ協会の書面による許可無くノウハウの一部または全部のあらゆるデータ蓄積手段（印刷物・電子データ・ビデオ・映像・IC コーダー録音）により複製、流用および転載、転売（オークション含む）することを禁ずる。
- ③ 提案された企画・案件に関しては本契約を結んだ当事者のみ実行出来るものとし如何なる関係においても第三者への公開、開示、委託することを禁ずる。

### 「使用許諾同意書」

#### 第1条（同意書の目的）

乙が著作権を有する情報（ノウハウ・テクニック等）を同意に基づき甲が非独占的に使用する権利を許諾するものである。

#### 第2条（禁止事項）

「可能性開花ママピスト®講座」に含まれる情報は著作権によって保護されています。

甲は本書から得た情報を乙の書面による事前許可を得ずして出版・講演活動および、電子メディアによる配信により一般公開することを禁ずる。

特に第三者に開示・公開・提供することは厳しく禁ずる。

#### 第3条（使用許諾同意書の解除）

甲が違反したと乙が判断した場合、乙は使用許諾同意書を解除することが出来るものとする。

#### 第4条（損害賠償）

甲が使用許諾同意書の第2条に違反した場合、甲は乙に対して、その違約金として乙が受けた損害に応分の金額を支払うものとする。特に第三者への開示・公開は如何なる関係においても認められない。